

## ◆新旧対照表

改正前	改正後
<p>埼玉県土木設計業務共通仕様書</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p>	<p>埼玉県土木設計業務共通仕様書</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p>
<p>P125</p> <p>第1104条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p>	<p>P125</p> <p>第1104条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。</p> <p>この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p>
<p>P127</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発注者が（以下、略）。</li> <li>2 照査技術者は、（以下、略）。</li> <li>3 受注者は、（以下、略）。</li> <li>4 照査技術者は、（以下、略）。</li> <li>5 照査技術者は、（以下、略）。</li> <li>6 照査技術者は、（以下、略）。</li> </ol>	<p>P127</p> <p>第1108条 照査技術者及び照査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</li> <li>2 発注者が（以下、略）。</li> <li>3 照査技術者は、（以下、略）。</li> <li>4 受注者は、（以下、略）。</li> <li>5 照査技術者は、（以下、略）。</li> <li>6 照査技術者は、（以下、略）。</li> <li>7 照査技術者は、（以下、略）。</li> </ol>
<p>P127</p> <p>第1109条 担当技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、（略）。</li> </ol> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>P127</p> <p>第1109条 担当技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、（略）。</li> </ol> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、原則3名までとする。</p> <p>（以下、略）</p>

改正前	改正後
<p>P127</p> <p>第1110条 提出書類 (中略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務委託について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督員の確認を受けた上、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）閉庁日を除き10日以内に、訂正時は速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>P127</p> <p>第1110条 提出書類 (中略)</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後（委託業務完了検査合格後）、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は速やかに、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書及び管理技術者等通知書に示した技術者とする。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>P128</p> <p>第1112条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>P128</p> <p>第1112条 業務計画書</p> <p>1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>P130</p> <p>第1116条 土地への立ち入り等 (中略)</p> <p>4 (略)</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>P130</p> <p>第1116条 土地への立ち入り等 (中略)</p> <p>4 (略)</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>P135</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>P135</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、<b>行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</b>等関係法令に基づき、<b>次に示す事項等の</b>個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は<b>毀損</b>の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>P137</p> <p>第1135条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>P137</p> <p>第1135条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、<b>業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</b></p> <p>（以下、略）</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="479 240 763 268" style="text-align: center;">第2章 設計業務一般</p> <p data-bbox="125 325 185 349">P140</p> <p data-bbox="125 368 434 395">第1202条 現地踏査</p> <p data-bbox="152 413 1117 528">受注者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、必要に応じ、発注者・受注者協議の上、実施する。</p> <p data-bbox="141 542 224 569">(新規)</p> <p data-bbox="141 703 224 730">(中略)</p> <p data-bbox="125 786 185 810">P144</p> <p data-bbox="141 823 224 850">(新規)</p> <p data-bbox="125 1262 185 1286">P145</p> <p data-bbox="141 1299 224 1326">(新規)</p>	<p data-bbox="1487 240 1771 268" style="text-align: center;">第2章 設計業務一般</p> <p data-bbox="1140 325 1200 349">P140</p> <p data-bbox="1140 368 1449 395">第1202条 現地踏査</p> <p data-bbox="1144 413 2110 528">1 受注者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、必要に応じ、発注者・受注者協議の上、実施する。</p> <p data-bbox="1144 549 2110 663">2 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p data-bbox="1155 716 1238 743">(中略)</p> <p data-bbox="1140 799 1200 823">P144</p> <p data-bbox="1140 836 1536 863">第1212条 環境配慮の条件</p> <p data-bbox="1144 880 2110 984">1 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル素材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議の上、設計に反映させるものとする。</p> <p data-bbox="1144 995 2110 1099">2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負担が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1110 2110 1214">3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。</p> <p data-bbox="1140 1267 1200 1291">P145</p> <p data-bbox="1140 1303 1563 1331">第1213条 維持管理への配慮</p> <p data-bbox="1140 1348 2110 1410">受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</p>